

V 計画の推進



1 計画の推進にあたって

本計画は、住民一人ひとりをはじめ、各種団体、企業、行政など、本町で活動する様々な主体が、町の目指す将来像を共有し、まちづくりを進めるための指針となるものであり、その実現のためには、それぞれの役割の下、力を合わせて取り組んでいく必要があります。

それぞれの主体が、自ら考え、自ら行動し、地域づくりを行えるよう、様々な主体との連携・協働を積極的に進めるとともに、地域課題の解決のため、地域の実情を踏まえた施策を推進します。

そのうえで、計画の実行性を確保するため、持続可能な行財政運営を目指し、必要な財源を確実に確保するとともに、従来の仕事の進め方を見直すなど、職員一人ひとりが事業の成果（目標）を常に意識しながら、意識改革と行動の変容に取り組めます。

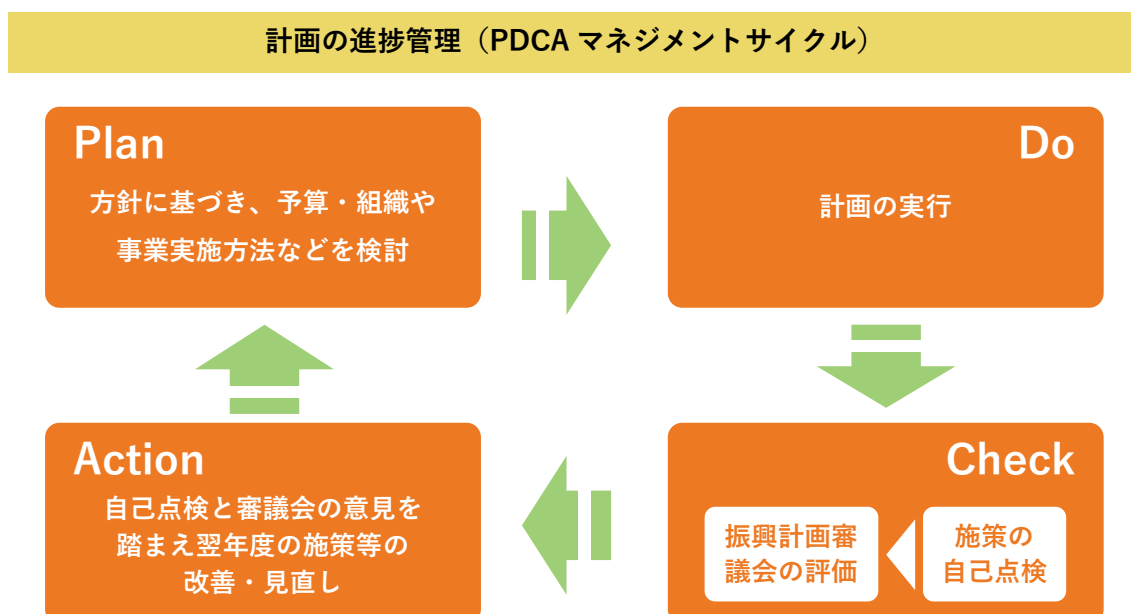
なお、各課等が中心となって策定する分野別の個別計画では、本計画に掲げる理念や施策の方向性を共有しながら、より具体的な取組などについて定めます。

本計画と分野別の個別計画は体系的な整合を図りつつ、目指す将来像の実現に向けて、全庁一丸となって施策を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくため、毎年度の取組の進捗を管理し、PDCA マネジメントサイクルにより、時代の変化や課題に柔軟に対応しながら取組を進めます。

立案した計画（Plan）の目標達成に向けた施策等を着実に実行（Do）し、成果に基づく客観的な評価（Check）を行います。その結果を踏まえて、必要な改善・見直し（Action）を図ります。評価（Check）は、附属機関である「川俣町振興計画審議会」が行い、翌年度の施策の見直し、3年ごとのローリング方式による実施計画の見直しに反映します。



3 EBPM の推進

住民に信頼を寄せられる行政を展開するためには、限られた行財政資源を有効に活用し、より事業効果の高い政策の企画立案をする必要があります。

そのため、根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を重視するとともに、指標の達成状況の分析や適時・適切な指標への更新なども含め、統計データ・資料等の客観的な証拠に基づき、政策目的を明確にしたうえで、コストの削減を図りつつ、効率的・効果的な政策運営を進めます。